

## インターネットバンキング・モバイルバンキングの 不正使用による預金被害補償規定

### I. 補償規定の適用範囲等

- (1) この補償規定はインターネットバンキング・モバイルバンキングの不正使用により、預金に被害が発生した場合（当座貸越が発生した場合は含みません。以下同様とします。）の、個人のお客さま（以下「預金者」といいます。）に対する補償（損失の負担）について定めるものです。
- (2) 預金者に被害が発生し、「あしぎんインターネットバンキング・モバイルバンキングサービス規定」により預金の減少につき、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、預金者は、補償を受けることが可能です。
- (3) 当行がこの補償規定にしたがって行った補償は、当行が負担すべき責任額に充当されます。
- (4) 当行がこの補償規定にしたがって補償を行った場合には、当行が当該補償金の負担につき、損害保険会社に保険金を請求することがあります。この場合、損害保険会社に預金者の個人情報を保険金請求に必要な範囲内で提供することがありますので、あらかじめご了承ください。ご協力いただけない場合には補償金のお支払いができない場合があります。あわせてご了承ください。

### II. インターネットバンキング・モバイルバンキングの不正使用について

- (1) インターネットバンキング・モバイルバンキングの不正使用により行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①不正使用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③預金者が警察署への被害事実の事情説明を行うなど捜査への真摯な協力が得られること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる

手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、過失度合いに応じて補てん対象額の一部を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、不正使用された日（不正使用された日が明らかでないときは、不正な預金の払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

C 預金者が、被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。

②不正使用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において、同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合は、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、インターネットバンキング・モバイルバンキングの不正使用により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以 上